

行動を成功させ税務行政の民主化と納税者の権利を守ろう 小牧税務署請願行動へ参加しよう！

【当面の日程】 9月6日(火) 午前10時～ 小牧ラピオ4階

尾北民商

8月22日号

尾北民主商工会
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

日	曜	会議、行事など
22	月	拡大推進委員会
23	火	無料法律相談 江南各界連宣伝行動
24	水	共済会拡大行動
25	木	
26	金	地方議員団懇談会
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	無料法律相談
31	水	
9/1	木	
2	金	第4回三役会
3	土	
4	日	愛知母親大会(犬山)
5	月	
6	火	小牧税務署請願行動 無料法律相談
7	水	第4回常任理事会 対県交渉
8	木	
9	金	
10	土	
11	日	愛婦協定期総会
12	月	
13	火	無料法律相談
14	水	第1回理事会
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	—全国業者青年交流会
19	月	戦争法廃止尾北集会
20	火	拡大推進委員会

小牧税務署請願行動は、収支内訳書の返還と合わせ、小牧税務署の税務行政の民主化を求め、毎年、かかさず行ない、今年で31回目の行動となります。

小牧税務署は、税務署への来署を依頼して税務署内で行なう調査を増大させています。「署内の

調査は実地の調査ではないので、事前通知はいらぬ」と不当な調査を合理化しようとしています。任意調査である以上は納税者の理解と協力を得て行なうべきであり、事前通知を行なうのは当然です。

小牧税務署に対し納税者の立場にたった税務行政を求めましょう。

3民商で小牧税務署に申入れ！

8月2日、尾北・小牧・春日井の3民商は、小牧税務署に対し、7月15日付で発送された「書類の提出について」と題する収支内訳書提出の督促文書について、「納税者を惑わす文書の送付をやめる」よう申し入れました。対応した総務課長とは「(収支内訳書は)提出しなくても罰則も不利益もない」と改めて確認しました。

また、マイナンバーの取り扱いについても、「番号の記載がなくても確定申告、その他の文書は受理するし、有効」ということも確認しました。

文書で呼び出して調査するケースが増大していることについて意見交換、「実地の調査以外の調査」についての法的根拠をただしました。

NEXT-BMプロジェクト プロデュース 第4弾！ 真夏のビアガーデンで異業種交流会！

8月7日の日曜日、NEXT-BMプロジェクトがプロデュースする企画第4弾、異業種交流会が行なわれました。会場は、昨年に引き続き名鉄犬山ホテルの庭園、ビアガーデン。真夏の夜に24名が参加しました。今年は、お隣の一宮民商からも2名が参加、大いに交流が深まりました。

など、初めは多少固くなっていましたが、終わり頃には打ち解けた様子でした。「次もやろう」と盛り上がっています。

2時間の「飲み放題コース」で、間には木曾川の河川敷からあがる花火を見ながらのバーベキューで贅沢な時間を過ごしました。「民商の企画には初めて参加した」という会員もあり、初対面同士も多く、「どんな仕事をしているの?」「どこに住んでるの?」



9・6小牧税務署請願行動を成功させよう！ 請願書を提出するとともに収支内訳書を返還します